

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 2026年6月23日

【会社名】 株式会社 L O I V E
(旧会社名 株式会社 L I F E C R E A T E)

【英訳名】 LOIVE Co.,Ltd.
(旧英訳名 LIFE CREATE Co.,Ltd.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前川 彩香

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役副社長CFO 清水 敬太

【本店の所在の場所】 北海道札幌市北区北七条西四丁目5番地1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役前川彩香は、当社の財務報告に係る内部統制の整備、及び運用について責任を有しており、財務報告に係る内部統制の基本方針に準拠して財務報告にかかわる内部統制を整備、運用しております。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和8年3月31日を基準日として行われており、評価にあたって当社は子会社・関連会社を保有していない為、当社のみを評価対象とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

評価にあたっては、財務報告全般に重要な影響を及ぼす以下を対象としております。

(1) 決算・財務報告プロセス

・ 全社レベルの評価範囲：当社

全社的な内部統制と同様の理由により、当社のみを評価対象とする

・ 個別の業務プロセスの評価範囲：固定資産の評価、税効果、棚卸資産

当社は事業特性として総資産に占める固定資産の割合が大きくなるため、事業目的に大きく関わる勘定科目として固定資産の評価を評価対象とした。また、税効果についても会計上の見積項目であり経営者の判断を伴うものであるため評価対象とした。

事業目的に大きく関わる科目として棚卸資産を、決算・財務報告プロセスの一環で評価対象とする。

(2) 業務プロセス

・ 評価範囲：売上高、売掛金、前受金

評価対象とする事業拠点は、各事業部の売上高の金額の高いものから合算していき売上高の概ね2 / 3程度を超えるPiratesK(52.8%)とロイブ事業部(44.4%)を対象とする。

なお、売上高のうち概ね5%以下となるライセンス売上及びECサイト売上は財務報告に対する影響の重要性も僅少なものと評価対象から外しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。